

軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）・養護老人ホーム【老人福祉法】

1 利用者支援関係

主な指摘事項	指導内容
○ 虐待・苦情等に関する通報連絡先を利用者の分かりやすい場所に掲示すること。	○ 虐待・苦情等に関する通報連絡先が未掲示のため、確認のうえ、利用者等が分かりやすい場所に掲示すること。
○ 各種研修（虐待防止・事故発生防止・身体拘束等の適正化・BCP（自然災害・感染症）・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止）を定期的（年2回以上）に開催していなかった。	○ 研修を定期的（年2回以上）に開催するとともに、実施記録を整備すること。
○ 各種委員会（事故防止検討委員会・虐待防止）を定期的（年2回以上）に開催していなかった。	○ 委員会を定期的（年2回以上）に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っているか
○ 各種委員会（身体的拘束適正化・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止）を3月に1回以上開催していなかった。	○ 各種委員会を3月に1回以上定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
○ 各種訓練（BCP（自然災害・感染症）・感染症の予防及びまん延の防止・避難訓練（うち1回夜間想定））を定期的（年2回以上）実施していなかった。	○ 業務継続計画について、計画が策定されていたものの、研修及び訓練が実施されていなかった。 業務継続計画について研修及び訓練を実施すること。
○ 各種研修・委員会・訓練について、実施されていたものの記録が整備されていなかった。	○ 各種研修・委員会・訓練を開催するとともに、実施記録を整備すること。
○ 運営規定について、虐待の防止のための措置に関する事項が記載されていなかった。	○ 運営規定について、虐待の防止のための措置に関する事項を記載し、変更事項を大阪府に届け出ること。
○ 建物の構造や部屋の用途が変更されていたが、大阪府に変更届を提出していなかった。	○ 図面を実態に伴い変更し、所定の手続きを行うこと。

○ 重要事項がウェブサイトに掲載されていなかった。(経過措置期間 R6.4.1～R7.3.31)

○ 重要事項をウェブサイトに掲載すること(軽費のみ)
※経過措置期間終了のため、R7度より必須化